

船舶事故調査報告書

令和6年8月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（かき筏）
発生日時	令和6年3月16日 05時15分ごろ
発生場所	広島県広島市金輪島北北西方沖 宇品灯台から真方位052° 1,460m付近 （概位 北緯34° 20.9′ 東経132° 28.5′）
事故の概要	プレジャーボートHacchinⅢは、西南西進中、かき筏に衝突した。
事故調査の経過	令和6年3月26日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート HacchinⅢ、3.2トン HS3-44000（漁船登録番号）、個人所有 第270-45591号、（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 船底外板に擦過傷 かき筏 かき筏の部材（竹）に折損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風速 約4m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期 日出時刻：06時19分ごろ
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、金輪島北方沖を手動操舵で約10ノットの対地速力で西南西進中、金輪島北北西方沖のかき養殖施設（以下「養殖施設」という。）を構成するかき筏の一つ（以下「本件かき筏」という。）に衝突した。 （付図1 事故発生経過概略図 参照） 養殖施設には標識灯（以下「本件標識灯」という。）が設置されており、船長は、過去に何度か夜間に本件標識灯を視認しながら金輪島北方沖を航行したことがあったが、本件標識灯の正確な位置を把握していなかった。 船長は、いつもであれば目印としていた本件標識灯が背景の街灯りと重なり視認できなかったが、金輪島を離して航行しているため、同施設の北方沖を航行しているものと思い、航行を続けた。 船長は、金輪島北方沖を航行するのは約1年ぶりであった。 本船は、レーダーを搭載しておらず、GPSプロッターは、養殖施設の表示機能がなかった。
分析	本船は、西南西進中、本件標識灯が背景の街灯りと重なり視認できない状況下、船長が、金輪島を離して航行すれば養殖施設を避けて航行できるものと思い、自船の位置を確認しないまま航行を続けたこと

	<p>から、本件かき筏に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、1年ぶりの金輪島北方沖の航行であるにもかかわらず、自船の位置を確認しないまま、養殖施設の沖をこれまでの感覚に頼って航行を続けたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、西南西進中、本件標識灯が背景の街灯りと重なり視認できない状況下、船長が、金輪島を離して航行すれば養殖施設を避けて航行できるものと思い、自船の位置を確認しないまま航行を続けたため、本件かき筏に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レーダーを搭載していない小型船舶の船長は、夜間、養殖施設付近を航行する際は、GPSプロッターを活用して自船の位置を確認した上、同施設の標識灯を十分に確認して航行すること。

付図1 事故発生経過概略図

